r8物価_2_3

令和8年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

都道府県区分	【10_群馬県】
地方公共団体名（コード有り）	10384_群馬県甘楽町
都道府県・市町村コード（5桁）	10384
担当部局課名	企画課
担当者氏名	今井　和広
電話番号	0274-74-3133
メールアドレス	kikaku@town.kanra.lg.jp

（単位：千円）

交付対象経費(地方単独事業費) （R7経済対策分）	国のR7補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額① にかかる交付対象経費	-
	（うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分）	-
交付対象経費(地方単独事業費) （R8補正予算分）	国の**R8補正予算**分（推奨事業メニュー分）　交付限度額② にかかる交付対象経費	7,316

令和8年度既配分額 国のR7補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①
（うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分） ※食料品の物価高騰に対する特別加算分の交付限度額を上限として参考表記
令和8年度既配分額 国の**R8補正**予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額②
今回配分予定額 国のR7補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①
（うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分） ※食料品の物価高騰に対する特別加算分の交付限度額を上限として参考表記
今回配分予定額 国の**R8補正予算**分（推奨事業メニュー分） 交付限度額②
配分予定額計 国のR7補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①
（うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分） ※食料品の物価高騰に対する特別加算分の交付限度額を上限として参考表記
配分予定額計 国の**R8補正予算**分（推奨事業メニュー分） 交付限度額②

国のR7補正において、食料品の物価高騰に対する特別加算の取り組を受けていない場合実施不可。食料品の特別加算に関する事業をその行に入力してください。特別の負担が大きい場合は、別の計画に記載してください。

No	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	物価高騰対策と整理する根拠・理由	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策等との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	※推奨事業メニューのサブメニュー ・左列で①を選択した事業が②～④にも関連する場合は追加で選択してください。 ・国の**R8補正**活用事業について、左列で②～④を選択した事業が食料品の物価高騰に対する支援を含む場合は、N列に追加で①を選択してください。			「推奨事業メニュー例よりも要に効果があると判断する地方単独事業」を選択した場合の、より効果があると考える理由	A 総事業費 （単位：千円）	B 交付対象経費 （単位：千円）	R1 国のR7補正予算分 （交付限度額①） （推奨事業メニュー分） （単位：千円）	R7 国の**R8補正予算**分 （交付限度額②） （推奨事業メニュー分） （単位：千円）	C その他 （一般財源や補助対象外経費等） （単位：千円）	※参考 総事業費に係る事務費 （単位：千円）
														合計	41,212	7,316	-	7,316	33,896	
1															-	-				
2	R8_補正	推奨事業	○	○	町民が町内飲食店で使えるお食事券を発行することにより、物価高騰に苦しむ生活者と、消費下支えを行うことにより飲食店を支援する。	○	【R8補正・物価高騰対策】 甘楽町民限定かんらでお食事割引券	中実情勢対応	○	①食料品の物価高騰に対する支援	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	③物価高騰に伴う子育て世帯支援			5,116	1,100		1,100	4,016	116
3	R8_補正	推奨事業	○	○	エネルギー価格の高騰により影響がある住民（生活者）に対して省エネ家電等への買い換えを行うことで、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減が図られる。	○	【R8補正・物価高騰対策】 甘楽町省エネルギー家電製品等購入費補助事業	中実情勢対応	○	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援					2,200	1,000		1,000	1,200	
4	R8_補正	推奨事業	○	○	物価高騰による子育て世帯保護者の負担を軽減するため、保育施設給食費の支援を行う。	○	【R8補正・物価高騰対策】 保育施設利用者給食費支援	中実情勢対応	○	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	①食料品の物価高騰に対する支援				14,645	2,500		2,500	12,145	
5	R8_補正	推奨事業	○	○	本事業は、学校給食における食料品価格の上昇等に起因する物価高騰に対し、その負担を中学生の保護者へ転嫁することなく給食費を無償化することにより、物価高騰の影響を受ける子育て世帯に対して直接的に家計負担を軽減するものであり、生活者支援を目的とした物価高騰対策事業として実施する。	○	【R8補正・物価高騰対策】 中学生学校給食費無償化事業	中実情勢対応	○	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	①食料品の物価高騰に対する支援				19,251	2,716		2,716	16,535	

（単位：千円）

－
－
－

（単位：千円）

－
－
7,316

（単位：千円）

－
－
7,316

（単位：千円）

国のR7補正分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①（令和7年度本省線超分）	－
（うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分）	－
小計　交付限度額（R7経済対策分）	－
国のR8補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額②（令和8年6月5日通知分）	7,316
小計　交付限度額（R8補正予算分）	7,316

		7,316	移管先		総務省		交付限度額計				7,316							
事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	商品券等活用事業	商品券等活用事業が事務連絡等の留意事項を踏まえた制度設計となっているか（具体的な対応を検討中の場合も含む）	予算化時期	予算化の方法	事業始期	支援開始時期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	国の重点支援地方交付金が活用されている旨の明記	実施状況の公表等について（HP、広報誌など）	備考1（重点支援地方交付金の活用を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考1のサブカテゴリー　※N～P列を記入している場合のみ（重点支援地方交付金の活用を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）			備考２「農林水産・食品分野」「中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備」における細分化項目
①町広報誌内にて町内飲食店等で500円割引となる割引券を印刷発行し、物価高騰にあえて生活者支援及び消費下支えを行うことによる飲食店への支援を図る。 ②割引額の全額を補填。（500円割引/枚） ③5000部（発行数）×500円割引券×2枚＝5000千円 　印刷版本（ポスター、チラシ）　116千円 ④全町民、町内飲食店	－	－	－	○	○	R8.6	議決	R8.6	R8.8	R9.3	割引お食事券の使用率50パーセントを目指す。	明記済み（HP・広報誌）	ホームページ、広報誌	商品券				
①エネルギー価格の高騰が続く中で、省エネ家電への買換えを支援することで、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するとともに温室効果ガスの排出削減及び脱炭素社会に対する町民意識の向上を図る。 ②対象の省エネ家電の買換えに係る費用（設置に係る費用、運搬費及び消費税を含む。）の3分の1を補助（エアコン、冷蔵庫、洗濯機：上限40千円、給湯器：上限50千円） ③洗濯機、冷蔵庫、エアコン40千円×35件　給湯器50千円×16件 ④但し居住するための住宅であり当該住宅の所在地を住民基本台帳法の規定による住所としている住民であること、買換え機種はエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令による最新の目標年度省エネルギー基準達成率が100%以上であること（ただし、洗濯機についてはインバーター制御が搭載されたものであること）、町内の業者から購入したものであること、町税等を滞納していないこと	－	○	－	－		R8.6	議決	R8.6	R8.6	R9.3	エネルギー価格高騰による家庭におけるエネルギー費用の負担軽減及び温室効果ガスの排出量の削減を図るため、計画件数（51件）の80%（41件）を目指す。	明記済み（HP・事業チラシ）	ホームページ等	省エネ家電買い替え等				
①物価高が続く中、教育・保育施設に通所する児童を持つ子育て世帯に対して、給食費の経済的負担を軽減することで子育て世帯への支援を図る。 ②保育所等に通所する児童に係る給食費の補助 ③事業費14,645千円：保育所等に通所する児童226名分の給食費14,645千円 ④教育・保育施設に通所する児童を持つ保護者（事業所）【教職員を除く】	－	－	－	－		R8.4	議決	R8.4	R8.4	R9.3	保育施設に通所する児童226名分の給食費14,645千円の一部を支援する。	明記予定（HP）	ホームページ	保育所・幼稚園・認定こども園等				
①物価高騰が続く中で、子育て世帯（義務教育課程）の家計負担を直接的に軽減し、すべての中学生が学校給食を通じた食育を受けられる環境を確保する。学校給食は調和のとれた生活習慣を身につける教育的役割があるため、無償化はその機会を等しく保障する施策と位置付けており、世帯間格差を生じさせず子育て世帯の家計負担を公平に軽減する。小学生に対しては給食費負担軽減交付金による支援が講じられており、本事業により中学生にも同様の無償化措置を行うことで、義務教育全体における切れ目のない支援と公平性を確保する。 ②無償化実施に伴い必要となる食材料費 ③総事業費（中学生279人×年額69千円）のうち、2,716千円を交付対象経費とする。C欄には一般財源16,535千円を記載。 ④町立中学校に在籍する生徒の保護者（教職員を除く）	－	－	－	－		R8.4	議決	R8.4	R8.4	R9.3	物価高騰下において、町立中学校に在籍する生徒100%を対象に、学校給食費の保護者負担額を0円とする。	明記済み（HP・事業チラシ）	ホームページ	給食				